

小石川地方合同庁舎（仮称）新設工事 変更概要

| | |
|---------|--|
| 工 事 場 所 | 文京区後楽一丁目7番4、8、9 |
| 変 更 概 要 | (1) 工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の規定により工事費の増額を行う。 (2) 地下の仮設工事及び地中障害撤去工事の追加等により工事費の増額及び工期の延長を行う。 |
| 契 約 金 額 | |
| 変 更 後 | 4,394,645,743円 (うち消費税相当額399,513,248円) |
| 変 更 前 | 4,202,557,524円 (うち消費税相当額382,050,683円) |
| 増 減 | 192,088,219円 (うち消費税相当額17,462,565円) |
| 工 期 | |
| 変 更 後 | 令和4年4月19日から令和9年5月14日まで |
| 変 更 前 | 令和4年4月19日から令和9年3月31日まで |
| 増 減 | 44日 |